

( 非公募 )

## 山口情報芸術センター指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 山口情報芸術センター

2 指定の期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名

公益財団法人山口市文化振興財団

理事長 中野 勉

山口市中園町7番7号

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本法人は、山口市における文化の振興を図るため、企画事業を実施するとともに、市民の自主的かつ創造的な文化活動を支援促進し、もって個性豊かな地域社会の形成と市民生活の向上に寄与することを目的として設立されている。

この目的を達成するため、市民の文化振興に関する事業の企画実施、市民の文化活動の育成及び支援、文化振興に関する調査研究、文化に関する情報の収集及び提供、文化施設の管理運営などの事業を行っている。

5 非公募施設とした理由

山口情報芸術センターは、情報と文化・芸術の交流拠点として、次代を担う人材の育成と、新たな山口の文化の創造につながる事業や教育・学習支援活動を展開することを目的として市が設置した施設である。

こうした施設の目的を果たすためには、質の高い先進的な文化を創造し提供できる人材や、こうした文化的活動を市民に広く教育的普及することができる人材、さらには活動を通じて蓄積した知見やネットワークを地域振興等へと応用することができる人材が必要となる。また合わせて、施設の専門的な設備を管理できる人材も不可欠である。

こうした中、開館時より当センターの管理を担ってきた公益財団法人山口市文化振興財団は、必要とされる専門員を配置して運営を実施しており、当財団以外に、必要な人材を有し、着実に事業を実施できる団体はほかにないことから、非公募により当財団を指定管理候補者とすることが適切であると判断した。

6 審査の経過

仕様書の決定 令和5年6月29日（木）

指定申請提出期間 令和5年9月4日（月）～令和5年9月22日（金）

選定委員会によるヒアリング及び審査 令和5年10月12日（木）

7 審査の方法

（1）選定委員会委員

岡村萬利雄 交流創造部長（委員長）

朝水 宗彦 山口大学経済学部教授

西村 平 山口文化協会会长

河村 元博 交流創造部次長

天賀 康介 文化交流課長

## (2) 提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

## (3) 特定団体ヒアリング

特定団体に対しヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。

実施日 令和5年10月12日（木）

場 所 山口市役所会議室棟C会議室

## (4) 審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準〔別紙1〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	(公財) 山口市文化振興財団
施設利用者の公平性・平等性の確保	10	5	50	36
施設の効用の最大限の発揮	35	5	175	125
管理運営費の縮減	15	5	75	46
施設管理を安定して行う人的、財政的基盤	25	5	125	82
市の施策への貢献度	15	5	75	57
総 計	100	5	500	346
基 準 点	-	-	300	

## 9 審査意見

様々な事業展開により、山口市のブランド力向上や教育委員会との連携事業による教育力の向上などが期待できます。国内外に発信する企画の実施とともに、市民が求める事業の企画の展開に期待します。また、山口情報芸術センターの運営を補助するサポートスタッフとして、大学生が多く参加されていますが、国外も視野に入れた事業展開を企図されるのであれば、留学生の活用も重要であると思います。

以上、総合的に判断して、公益財団法人 山口市文化振興財団は山口情報芸術センターの特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

## 別紙1 指定管理者候補者選定基準

審査項目	審査内容
<b>1 利用者の公平性・平等性の確保 【10点】</b>	
①公の施設を管理運営するにあたっての基本的な考え方	・公の施設の管理・運営にふさわしい管理運営方針及び理念を持っているか。
②利用者の公平・平等な利用を確保するための方策	・施設の利用に当たって平等性・公平性が確保されているか。 ・障がいのある方が利用される際に、障がいに応じた適切な配慮や柔軟な対応ができる見込みがあるか。
<b>2 施設の効用の最大限の発揮 【35点】</b>	
①施設管理の運営方針	・施設管理にあたり、運営方針が適正かつ明確にとられているか。 ・実現可能な運営方針が提案されているか。
②利用促進に向けた方策	・利用者増加を図るための具体的な手法は適切か。 ・貸館の利用が促進されるような方策が提案されているか。
③受託事業の展開	・国内外に発信できる魅力ある事業展開が企図されているか。 ・質の高い芸術文化の提供等、様々な人たちの文化的創造活動の支援に寄与する事業となっているか。 ・次代を担う人材育成につながる教育普及事業の展開が提案されているか。 ・効果的な情報発信が提案されているか。
④利用者ニーズの把握とサービス向上のための方策	・利用者ニーズの把握、サービス向上に係る具体的な手法が提案されているか。
⑤苦情対応のための方策	・苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応できる体制がとられているか。また、対応方法について具体的な提案がなされているか。
<b>3 管理運営費の縮減 【15点】</b>	
①施設維持管理のための方策	・施設維持管理(施設管理・備品管理等)の具体的な手法は適切か。
②効率的・経済的な施設管理	・効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか。
③収支予算書の妥当性	・収支計画は適正に見積もられているか。実現可能なものとなっているか。
<b>4 施設管理を安定して行う人的、財政的基盤 【25点】</b>	
①適切な職員体制	・業務遂行に適した職員の配置、職務分担がなされているか。 ・適切な勤務ローテーションが提案されているか。 ・事業企画のノウハウを有する職員がいるか。
②職員の指導育成・研修体制	・より良いサービスの提供に向けて、職員の資質の向上に係る取組が計画されているか。
③安定した管理を行うための財政的基盤	・財務状況・経営基盤は健全か。
④危機管理・安全管理体制	・防犯、防災等の予防活動に関する考え方や体制整備がなされているか。 ・防犯、防災、災害発生時等の危機管理のあり方を理解しており、具体的な対応策があるか。
⑤個人情報の取り扱い方針及び具体的な手法	・個人情報の保護について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案となっているか。
<b>5 市の施策への貢献度 【15点】</b>	
①市の施策に配慮した事業活動の提案及び実績	・市の施策や施設の設置目的を踏まえた具体的な提案及び実績があるか。 ・市の福祉施策や環境施策に配慮した事業活動の提案がされているか。
②地域団体等との連携	・地域活性化に向けた熱意が感じられる団体であるか。 ・地域の関係団体等との連携・協働を行っているか。

※【 】は配点